

粕屋警察署少年非行等情勢について ～令和8年上半期中～

※数値については暫定値

令和8年7月
粕屋警察署生活安全課
資料

1 刑法犯少年の検挙補導状況

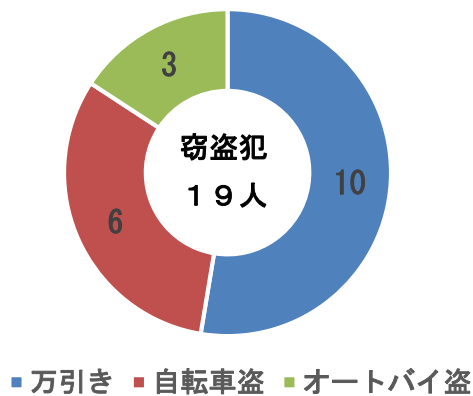
■ 刑法犯少年の検挙補導人員

6割が窃盗！

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯 (詐欺等)	わいせつ犯	その他 (占離等)	合計
令和6年	2	11	47	0	3	19	82
令和7年	2	8	63	0	2	6	81
令和8年 上半期	3	3	19	0	1	5	31
前年同期比	+3	-2	-18	±0	+1	+4	-12

単位／人

窃盗犯手口別検挙補導人員



【家庭でできる窃盗（万引き）予防】

① お金のこと

お小遣いの金額や使い方を親子で話し合っておきましょう。

② 買い物のこと

買い物をしたときはレシートを持ち帰る習慣をつけましょう。

③ 持ち物のこと

買い与えた覚えのない物を持っていませんか？子どもの持ち物に注意を払いましょう。



■ 刑法犯少年の学職別・年齢別（令和8年上半期中）

高校生・中学生が23人（約74%）を占めている。

学職別検挙補導人員



年齢別検挙補導人員



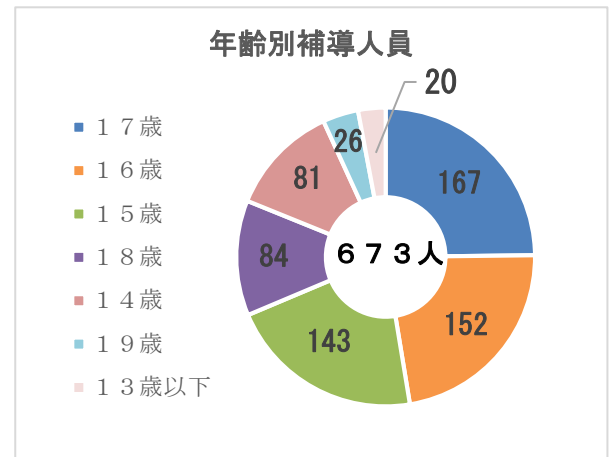
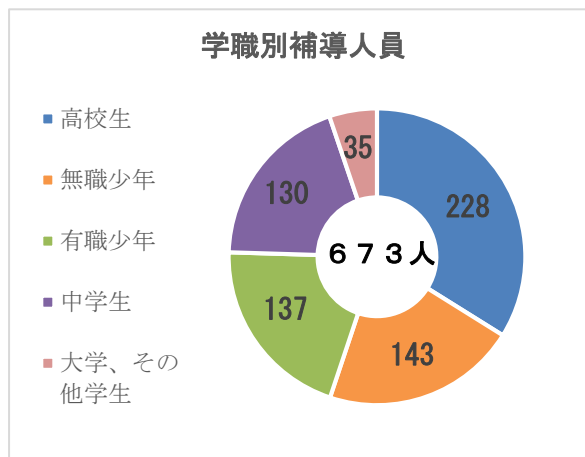
2 不良行為少年の街頭補導状況

■ 不良行為少年の行為別補導状況

	深夜徘徊	喫煙	飲酒	暴走行為	怠学	その他	合計
令和6年	267	203	5	0	0	0	475
令和7年	277	468	42	0	5	3	795
令和8年 上半期	202	449	18	3	1	0	673
前年同期比	+62	+244	-6	+3	-3	-1	+299

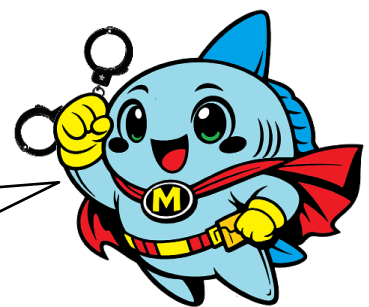
単位／人

■ 学職別・年齢別（令和8年上半中）



■ 主な特徴

- 深夜徘徊と喫煙が全体の約97%を占めている。
- 中学生と高校生が全体の約53%を占めている。



20歳未満の喫煙は、依存症になる危険性も高いよ！

CHECK

20歳未満の喫煙は法律で禁止！

民法の成年年齢が18歳に引き下げられましたが、喫煙に関する年齢制限については20歳のまま維持されていますので、これまで通り、20歳未満が喫煙することはできません。

また、未成年者が喫煙していることを知りながら、保護者がこれを止めなかったときは罰せられます。